		第十八条の六第二項	（略）
		第十八条の六第二項第二号及び第十八条の八から第十八条の十七まで	登録基幹技能者講習実施機関
			登録解体工事講習実施機関
		第十八条の八	（略）
			（略）
			（略）
		第十八条の八第八号	（略）
		第十八条の八第八号、第十八条の十第九号及び第十八条の十六第一項第四号	（略）
			（略）
		第十八条の十第三号	登録基幹技能者講習の
			登録解体工事講習の
		第十八条の十第四号及び第五号、第十八条の十三並びに第十八条の十六第四項第一号及び第二号	（略）
			（略）
		第十八条の十第七号	（略）
			（略）
		第十八条の十第八号	（略）
			（略）

り博士の学位を授与された者 ロ　国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者	（略）	第十八条の三の四第二項	（略）
	登録基幹技能者講習実施機関	第十八条の三の四第二項及び第十八条の三の六から第十八条の三の十五まで	登録解体工事講習実施機関
		第十八条の三の六	（略）
			（略）
			（略）
		第十八条の三の六第八号	（略）
		第十八条の三の六第八号、第十八条の三の八第九号及び第十八条の三の十四第一項第四号	（略）
			（略）
		第十八条の三の七	第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで
			改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで
		第十八条の三の八第三号	登録基幹技能者講習の
			登録解体工事講習の
		第十八条の三の八第四号及び第五号並びに第十八条の三の十四第四項第一号及び第二号	（略）
			（略）
		第十八条の三の八第七号	（略）
			（略）
		第十八条の三の八第八号	（略）
			（略）